

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によつて、次のとおり  
 特定非営利活動法人認証申請があつた。

平成二十一年八月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあつた年月日
特定非営利活動法人美術品保全機構	君島 龍輝	広島県広島市佐伯区観音台三丁目二二番二号	本法人は絵画等の美術品の保全を目的とし、美術品の寄贈等により、多くの人々が芸術に触れる機会を設ける。また、芸術家に対する創作活動、発表、作品の管理等に関する支援を行い、芸術の振興を図る事で広く公益に寄与する事を目的とする。	平成二十一年 八月七日
特定非営利活動法人いなかつペ劇団	横田 聡	広島県広島市安佐南区高取南二丁目二七番一号	本NPOは技能・能力と豊富な経験を持つ会員相互の協力により、医療施設・福祉施設の入所者や地域在住の高齢者の娯楽の充実のために、歌・踊・演劇などの文化的事業活動を展開し、公益の増進に寄与することを目的とする。	平成二十一年 八月二三日
特定非営利活動法人ベビータッチケア・バンビーノ	中本 尚美	広島県広島市中区本川町二丁目五番一七―七〇五号	この法人は、すべての人々、とりわけ乳幼児期からの子供たちの健全な心身の発育を望む人々に対して、法人独自のベビータッチケアとその養育者のためのメンタルヘルスケアに関する事業を行い、より明るく健全な社会の創造に寄与することを目的とする。	平成二十一年 八月二七日
特定非営利活動法人加藤友三郎顕彰会	碓井 静照	広島県広島市東区温品六丁目二三番一四号	この法人は、広島出身初の総理大臣加藤友三郎の功績を顕彰することにより、わが国の歴史認識を深めると共に、時代背景を通じて社会の状況を周知させ、併せて郷土の偉人を称えることでより一層の愛郷心を育み、社会教育、まちづくり、人権の擁護又は平和の	平成二十一年 八月一九日

推進を図る活動をする ことを目的とする。